

磐田市防災会議委員名簿

	防災会議 役職	機 関 名	役職	氏 名	出欠	代理出席者 職氏名
1	会 長	磐田市	市 長	渡部 修	○	
2	委 員	磐田市	副市長	鈴木 裕	○	
3	委 員	国土交通省中部地方整備局 浜松河川国道事務所	所 長	加藤 史訓	△	建設専門官 静川 淳
4	委 員	静岡県西部危機管理局	局 長	鈴木 克英	△	副 局 長 芝田 和豊
5	委 員	静岡県袋井土木事務所	所 長	梨本 和則	△	主 査 戸田 晃裕
6	委 員	静岡県西部健康福祉センター	所 長	廣岡 辰典	△	副 所 長 高野 哲一
7	委 員	静岡県中遠農林事務所	所 長	岡村 孝	△	次 長 鈴木 克明
8	委 員	静岡県磐田警察署	署 長	木村 正善	△	警備課長 伊藤 元久
9	委 員	磐田市	教育長	村松 啓至	○	
10	委 員	磐田市	危機管理監	鈴木 博雄	○	
11	委 員	磐田市消防本部	消防長	山下 重仁	○	
12	委 員	磐田市消防団	団 長	寺田 博紀	×	
13	委 員	東海旅客鉄道株式会社 磐田駅	駅 長	天野 正孝	○	
14	委 員	西日本電信電話株式会社 静岡支店	支店長	土井内裕章	△	担当課長 戸塚 純一
15	委 員	日本通運株式会社浜松支店	支店長	酒井 博行	△	事業所長 石山 康輔
16	委 員	中部電力株式会社 磐田営業所	所 長	児玉 登	○	
17	委 員	一般社団法人 静岡県トラック協会中遠支部	支部長	松浦 明	△	事務局長 友田 眞琴
18	委 員	遠州鉄道株式会社 磐田営業所	所 長	石田 浩	○	
19	委 員	中部ガス株式会社浜松支店	支店長	仲野 哲央	△	安全管理 担当 榎本 純三
20	委 員	一般社団法人 磐田市医師会	会 長	本田 仁	○	
21	委 員	磐田市自治会連合会	会 長	神谷 五郎	○	
22	委 員	磐田商工会議所	会 頭	高木 昭三	○	
23	委 員	遠州中央農業協同組合	代表理事 理事長	宮崎 剛	△	基幹支店長 安田 博俊
24	委 員	磐田市建設事業協同組合	理事長	堀内 豊	△	副理事長 山口 悦男
25	委 員	遠州漁業協同組合	代表理事 組合長	加藤 重信	△	課 長 鈴木 浩文
26	委 員	磐田市赤十字奉仕団	代表者	川島 厚枝	○	

※出欠欄 ○ 本人出席
△ 代理出席
× 欠 席

会 議 録

会議の名称		平成27年度磐田市防災会議		
開催日時		平成27年8月24日(月) 開会：午後1時25分 閉会：午後2時45分		
開催場所		磐田市役所 防災センター2階 災害対策本部室		
出席者	委員	渡部委員、鈴木委員、加藤委員(代理 静川)、鈴木委員(代理 芝田)、梨本委員(代理 戸田)、廣岡委員(代理 高野)、岡村委員(代理 鈴木)、木村委員(代理 伊藤)、村松委員、鈴木委員、山下委員、天野委員、土井内委員(代理 戸塚)、酒井委員(代理 石山)、児玉委員、松浦委員(代理 友田)、石田委員、仲野委員(代理 榎本)、本田委員、神谷委員、高木委員、宮崎委員(代理 安田)、堀内委員、加藤委員(代理 鈴木)、川島委員		
	事務局 (危機管理課)	石川総務部長、鈴木危機管理課長、河島防災アドバイザー、寺田課長補佐、丸尾グループ長、市川主幹		
公開・非公開の状況		公 開	傍聴者数	一般 6名
会議次第		1 開 会 2 会長あいさつ 3 議 事 (1)会議録署名人の指名について (2)磐田市防災会議の運営について 会議の公開について 会議録の公開について (3)磐田市地域防災計画の修正について 修正案の説明 修正案の審議 (4)磐田市水防計画の修正について 修正案の説明 修正案の審議 4 報 告 防災地域づくりに関する法律に基づく「磐田市津波防災地域づくり推進計画」について 磐田市水防計画の修正に伴う避難体制について 磐田市防災情報共有システムの更新について 5 意見交換 6 閉 会		

事務局	<p>定刻でございますので、ただ今から「磐田市防災会議」を開会いたします。本日の進行を務めます、危機管理課の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。着席して進行させていただきます。</p> <p>なお、遠州漁協さんですが事務所の方を出られていることですので、若干遅参してくると思われかもしれませんが、よろしくお願いいたします。</p> <p>次第に沿って進めてまいります。</p> <p>最初に、防災会議の会長でございます磐田市長からごあいさつを申し上げます。</p>
会長	<p>委員の皆さん改めましてこんにちは。名簿を見ましても代理出席が多い現状は、それぞれお忙しい皆さんの中で、このような防災会議を開催させていただきまして、申し訳なくも、ありがたく思います。ありがとうございました。実はですね、これは大事な文言の修正とうとうがあっても、この防災会議にかけなければならないという決め事がございまして、決め事の詳細を得るのに、色々なやり方はあるかと思いますが、今回もこの状況下の中でこのようなお忙しい皆さんに集まっていたいただきました。そういう意味では、修正についてお諮りしたあと若干意見交換の時間も設けておりますのでよろしくお願いいたします。今、台風の件でネットも見てまりましたけれども、15号が相当大きいようですけれども、私たちは千年に一度の対策を取らなければいけませんし、百年に一度の対策もさいとて確率的に非常に大きくなっているのは雨の心配でございまして、全国の自治体の悩んでいる個所かもわかりません。そんな中で今日ご審議いただくわけですけど、一つでも中身のある会にしたいと思っておりますから、よろしくご協力お願いいたします。ありがとうございました。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、今回、人事異動等に伴いまして、委員26名のうち、8名の方が交代されてございます。そのほか任期満了に伴い再任された方がございますので、「磐田市防災会議条例」第3条の規定に基づきまして、委嘱状の交付を行うところでございますが、時間の都合上、本日ご出席の異動のありました委員の方々には、お手元に委嘱状をお配りさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、本日お手元に配布しました資料の確認をさせていただきます。はじめに「磐田市防災会議次第」でございます。両面刷の「磐田市防災会議委員名簿」と裏面には「防災会議席次表」がございまして。</p> <p>次に「磐田市水防計画の修正概要」でございます。続きましてホッチキスで止めてあります「磐田市地域防災計画（地震・津波災害対策編の新旧対照表）」でございます。A3版でございますけれども「磐田市水防計画の新旧対照表」ホッチキス止めでございます。「磐田市津波防災地域づくりに係る推進計画概要編」以上を配布してございます。</p> <p>なお、磐田市地域防災計画及び磐田市水防計画の新旧対照表につきまして</p>

	<p>は、本日の会議の開催案内を差し上げる時に事前にお配りしてございます資料と同じ内容となりますのでご了承ください。</p> <p>資料ご確認いただきまして、不足資料がございますか。</p> <p>次に進めます。</p> <p>本日の会議日程は、お手元の「磐田市防災会議」次第のとおりでございます。はじめに磐田市地域防災計画及び磐田市水防計画の修正につきましての審議を行ない、その後、報告、意見交換と進んでまいります。</p> <p>報告事項では、「磐田市津波防災地域づくり推進計画」、「避難体制の見直し」及び「防災情報共有システム」の更新しておりますので、一括して説明していきます。</p> <p>その後、委員の皆様による意見交換を行いたいと思います。</p> <p>なお、本日、委員名簿の12番 磐田市消防団長様が都合により欠席される旨の連絡がありましたので報告いたします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>「磐田市防災会議運営要領」第2条の規定により、本会議の会長である市長に議長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、よろしく申し上げます。議事ですね、(1)(2)になりますけれども、初めに規定によりまして「会議録署名人」の指名をさせていただきますが、磐田市自治会連合会会長 神谷五郎委員及び磐田市消防長 山下重仁委員のお2人を指名いたしますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>続きまして、「会議の公開」でございますけれども、市の附属機関の会議と同様に本防災会議の会議も公開とさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。</p> <p>なお、傍聴の手続き及び遵守事項につきましては、「磐田市防災会議(傍聴)要領」のとおりとさせていただきます。</p> <p>続きまして、「会議録の公開について」でございますが、これも条例に基づき、公開とさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。</p> <p>それでは、引き続き「磐田市地域防災計画の地震・津波災害対策編の修正案」につきまして事務局から説明をさせます。</p>
事 務 局	<p>磐田市地域防災計画、「地震・津波災害対策編」の修正案について、ご説明いたします。</p> <p>「磐田市地域防災計画(地震・津波災害対策編)新旧対照表」をご覧ください。</p> <p>今回の地震・津波災害対策編の修正につきましては、</p> <p>第2編 平常時対策 の「第4章 地震災害予防対策の推進」の</p> <p>「24-19 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項」の達成年度を平成26年度から、平成27年度に変更するものです。</p> <p>この事項は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置</p>

	<p>法（平成14年法律第92号）の第5条2項の規定により津波対策緊急事業の基本となるべき事項について記載してあるものです。具体には、昨年8月に国の補助をもらうため、防災会議にはかり、福田港に建設予定の「食の拠点の津波避難タワー」と福田地区の「福田第2保育園跡地」に建設した津波避難施設「福田北タワー」の事業を地域防災計画に記載しました。</p> <p>当初の国のスケジュールでは、昨年度9月に国との事前協議を経て、国の同意を得て事業を開始する予定でありましたが、国のスケジュールの遅れから、国の同意、事業開始が昨年度12月末となったため、事業完了時期が平成26年度から、平成27年度になったことによる変更です。今回の2つのタワーについては、今年度事業完了予定であり、国のスケジュールでは今年度9月に事前協議を経て、国の同意を得る必要があるため、どうしてもこの時期に防災会議を開催する必要があったためです。</p> <p>なお、福田地区の「福田第2保育園跡地」の「福田北タワー」につきましては、今年度6月末に完成いたしました。また、福田港に建設予定の「食の拠点の津波避難タワー」については、現在建設中で、今年度末の完成予定です。</p> <p>以上、簡単ではありますが、以上が地震・津波災害対策編の修正の説明となります。</p>
議 長	<p>ただ今、説明がございましたが、前回防災会議でご了承いただいて、国のほうの内示が送れて事業進捗が遅れて26年度に完成しなかった27年度にまたいでしまったということをご皆さんに了解を得ないと国の決まりごとなので、今の修正案につきまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。</p>
委 員	<p>ご意見、ご質問もないようですので、委員の皆さまにお諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することに、ご異議はございませんか。</p> <p>異議なし</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ご異議がないようですので、「磐田市地域防災計画の地震・津波災害対策編の修正案」は、原案のとおり承認することに決定させていただきます。</p>
事 務 局	<p>続きまして、「磐田市水防計画の修正案」につきまして、事務局から説明させます。</p> <p>それでは、磐田市水防計画の修正につきまして説明をさせていただきます。</p> <p>事前に「磐田市水防計画 修正案 新旧対照表」を送付させていただきましたが、説明については、本日、配布いたしました「磐田市水防計画の修</p>

正の概要」をご覧ください。

今回、修正のある部分と簡単な修正要旨を記載してございます。

水防計画につきましては、静岡県、磐田市地域防災計画との整合を図るための修正と従来の表記の見直しが主な内容となっております。

それでは、「磐田市水防計画の修正概要について」主な部分だけ説明させていただきます。

県水防計画との整合を図るための修正として、平成26年4月に国のガイドラインの変更に伴い水位の用語の定義、及び国、県の責任が追加された事により、静岡県水防計画が修正になったことにより磐田市の水防計画も修正するものです。

具体には用語の定義としては、水位などの定義が追加されました。例えば、氾濫危険水位とは洪水による家屋等の被害を生ずる氾濫の恐れがある水位で、市長の避難勧告等発令の目安になる水位である等、水位などの定義が追加されており、また、河川管理者が避難判断水位等、各水位の見直しを行いましたので合わせて変更しております。こちらは第5章です。また、国、県の責任については国・県は洪水予報や水位情報の通知を関係市町村長に行う事等が第8章で追加されております。例えば、今ノ之浦川が氾濫危険水位に達した場合は、袋井土木さんから、磐田市に連絡が入るようになっております。

水防計画の主な修正は、用語の定義の追加、水位の見直し、国、県の責任の追加です。このほかに、県水防計画との整合を図るための修正や従来の表記の見直しや他所の修正を行っております。

以上、簡単ではありますが、説明となります。

議長

ただ今、説明がありました。この件につきまして、あらためて確認したいことなどがございましたら、質問等お願いいたします。

条例の文言で説明しますと具体的なイメージがつかないので分かりにくいと思いますが、どんな質問でも結構です。

後ほど意見交換の時間も取っておりますので、そのときでも結構です。

ご質問もないようですので、委員の皆さまにお諮りしたいと思います。

「磐田市水防計画の修正案」は、原案のとおりとすることに、ご異議はございませんか。

委員

異議なし

議長

ご異議がないようですので、「磐田市水防計画の修正案」は、原案のとおり承認することに決定させていただきます。

それでは、報告に移ります。

<p>事務局</p>	<p>「津波防災地域づくり法に基づく磐田市津波防災地域づくり推進計画」、「磐田市水防計画修正に伴う避難体制の見直しについて」及び「磐田市防災情報共有システム」について、事務局から順次説明いたします。</p> <p>準備の関係がございますので、若干お時間を頂きます。</p> <p>報告事項について説明させていただきます。</p> <p>報告事項としては磐田市津波防災地域づくり推進計画について、磐田市水防計画の修正に伴う避難体制について、磐田市防災情報共有システムの更新についての3点です。</p> <p>1点目の磐田市津波防災地域づくり推進計画についてですが、これは、平成25年12月に人命を守ることを基本理念として策定された「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく法定計画となります。今年の3月の防災会議において、防災会議の部会として関係する機関、自治会、学識経験者を入れた協議会を設置し、昨年度末に推進計画を作成したい旨をご報告いたしました。昨年度3回の協議会、その間に担当者からなる幹事会を5回行い磐田市津波防災地域づくり推進計画を作成しましたのでご報告いたします。</p> <p>資料としましては、A3版の磐田市津波防災地域づくりに係る推進計画概要版となりますが、本計画の内容を説明する前に、昨年度より変わられた委員の方もおりますので、津波防災地域づくりに関する法律の概要等をまずご説明いたします。前にありますスクリーンをご覧ください。</p> <p>この法律は、東日本大震災の教訓から、最大クラスの津波から人命を守る事が基本理念となっております。この法律で主にできることは以下の3つとなります。1つ目は都道府県が津波浸水想定公表を行うことができます。これは、すでに、静岡県が公表を行っております。2つめはこちらも都道府県が、津波災害警戒区域、特別警戒区域の指定を行うことができます。いわゆる津波警戒区域等に黄色、オレンジ、赤等の色指定を行うことで、こちらは、まだ、指定は行われておりません。3つ目は推進計画の作成でこちらは、市町村が作成することができる事となっており、今回ご報告いたします計画がことらとなります。</p> <p>こちらは、先程ご説明した、色指定の考え方をまとめたイメージ図となります。</p> <p>次に、津波防災地域づくり推進計画は、ハードソフトを組み合わせた多重防御による総合的な施策を市単独ではなく、様々な機関とも共同し行う計画を作成できるとされております。この計画を作成するにあたり、協議会を設けることができます。協議会の構成員としては県、関係管理者、学識経験者事業を実施するもの等があります。磐田市の場合、県及び関係管理者としまして、国土交通省浜松河川国道事務所、袋井土木事務所、中遠農林事務所、西部危機管理局にご参加いただいております。また、避難等の事業を実施するものとして、自治会連合会にも、ご参加いただいております。学識経験者として、東京大学、静岡大学の都市防災専門の先生、津波の専門の先生にも</p>
------------	--

学識経験者として、ご参加いただいております。

3月の防災会議でもご説明しましたが、磐田市防災会議条例の中に、専門員を置くことができる。磐田市防災会議運営要領の中に部会を設けることができるとの規定がございますので、この津波防災地域づくり推進計画の協議会を防災会議の部会として開催させていただきました。

それでは、お手元の A3 版の磐田市津波防災地域づくり法に係る推進計画概要版と前のスクリーンで磐田市津波防災地域づくり法に係る推進計の内容の説明を行います。お手元の資料の 1 推進計画の策定目的とあり方ですが、法の基本理念でもあります最大クラスの津波に対し、命を守るハード、ソフトをまじえた多重防御を目的としています。また、ハード整備や防災意識の向上といったソフトは短期間での成熟は難しいため、年月をかけ、少しずつでも進めていき、年数が経つにつれ、安全性が向上していく計画で、安全性が段階的に向上するような計画を策定しております。お手元の資料の 2 津波防災地域づくりの目標としましては、関係機関が連携し、段階的に安全を高め命と暮らしを守る事を目標としています。ここでいう関係機関とは、協議会のメンバーである国土交通省浜松河川国道事務所、袋井土木事務所、中遠農林事務所、西部危機管理局、自治会連合会、磐田市のみでなく、市民、企業も含めたオール磐田でのハード、ソフト事業の連携であります。また、段階的に安全を高め、命と暮らしを守ることにより、沿岸地域を人の住めないようなイメージの地域にさせない、住み続けられる地域となる事を目標としております。前のスライドは、最大クラスの津波として、県 4 次想定浸水域でございます。

お手元の資料の 3 推進計画区域ですが、水色で塗られている部分が、最大クラスの浸水想定域です。赤のラインは津波避難対象区域として浸水想定自治会単位、または地形地物で明らかに津波が止まるであろう箇所区切っております。この区域は浸水想定自治会単位であるため現在もこの範囲自治会では、津波避難訓練等は実施しておりますが、必ず津波避難を行う区域とし、津波避難施設の指定等をおこなうことにより、津波避難空白地の解消をする区域として設定しております。その外側のオレンジのラインは、推進計画区域とし、本計画の区域としております。この区域は先程の赤のラインの津波避難対象区域からの避難者を受け入れる避難施設がある区域として設定しております。推進計画区域とすることにより、今後、必要な整備を行う場合は、補助対象となりうる可能性がございます。

では、磐田市の津波防災の現状はどうなっているのか、前のスライドでご説明いたします。東日本大震災以降、磐田市としては、いち早く対策をまいりました。津波避難タワー等を設置、指定を 14 か所、公共施設の外階段設置等による津波避難の整備、公共民間問わず避難ビルを 104 箇所指定して津波避難空白地の解消に努めてまいりました。これは、震災時当初、国や県の津波避難に関する指針がまだ、なかったため、磐田市独自で考えた基準により空白地解消のための整備を進めてきました。具体的には、避難開始時間は地震発生から 3 分後であるとか、避難速度は分速 100 m、避難距離は

700m～1km、避難施設まで直線距離で換算する、避難施設の構造は鉄筋コンクリート等の条件で空白地解消を行ってきました。その結果として、前のスクリーンにありますように、住民の居住地においては概ね、空白地は解消されました。緑色で囲まれた部分が指定した津波避難ビルがカバーできるエリアです。紫色が市が設置した津波避難タワーのカバーエリア、青が津波避難施設を整備した企業に対し、市が補助金を出した施設のカバーエリアとなります。農振地域、工業地域の一部を除き、住民の居住地においては概ね、空白地は解消されましたが、これは、夜間人口を対象とし、当時の市の基準により算定したものです。

東日本大震災から、数年たち、国、県より津波避難に関する指針が新たに発表されたことに伴い、新たな基準による再検証を今回合わせて行いました。基準については、避難開始時間は地震発生から3分後が5分後となり、避難速度は分速100mが分速60m、避難距離は700m～1kmが津波の到達時間が示されたことで700mとなり、避難施設まで直線距離が実際の道に沿った経路での算定となり、避難施設の構造は鉄筋コンクリートを含む鉄骨造も可となりました。当初市が考えていたより厳しい条件設定がなされました。

その結果、国等の新しい指針等で再検証した結果がこのようになります。青、赤、緑のハッチで囲まれた部分が空白域となります。空白域が多く発生していますが、緑色のハッチは避難対象区域赤色のラインより外の避難施設にすることにより、空白地が解消される区域です。青のハッチについては、新たに指針に加わった鉄骨造の建物を含めた避難ビルを追加指定すれば空白地が解消される区域です。新たな避難ビルの指定を行うことにより、空白地の大部分は解消されますが、津波到達時間が早い、避難施設がない等の理由で、太田川、福田漁港沿岸の赤のハッチの箇所は空白地として残ってしまいます。それら空白地の解消を含めた津波対策全般の計画がお手元の資料の4事業推進と安全性の向上となります。継続して実施する津波対策と新たな津波対策を自助、共助、公助の役割分担に分け記載してあります。自助としては、避難場所、経路の確認といった防災意識の向上、避難の安全性の向上のため、家具の固定、建物の耐震化は市民一人一人の責務として進めて行く必要があります。共助として、この計画の目玉のうちの1つですが、地域ごとの避難計画、推進計画を作成していく事です。実際の避難の実態にあったやり方を地域と行政と一体となって避難計画、推進計画をし、その計画に沿った訓練を実施していきたいと考えています。短期間でできる事ではありませんが、段階的に安全性を高めるよう進めていく必要があります。なお、これは、磐田市地域防災計画の地震・津波対策アクションプログラムにも浸水想定域の地域で訓練を実施する事が記載されております。公助としての、静岡モデルによる海岸堤防の整備は現在整備を進めておりますが、施工期間は20年間で延長は磐田市全域の約11km。現況の堤防の裏に静岡県第4次地震被害想定L2の津波高12mにせり上がりを加えた14mの盛土で整備していきます。資料の中ほどにイメージ図も合わせて載せてございます。当然、

施設管理者の袋井土木事務所、中遠農林事務所のご協力をえて、県・市が連携をして進めてまいります。この静岡モデルにより海岸堤防の整備は本計画のもっとも大きいポイントとなっております。既存公共施設の避難地化は避難できる施設を増やし、より安全な避難ができるよう今後も継続して実施してまいります。現在、磐田市としては、福田南部第1ポンプ場、袋井土木事務所としては、ぼう僧川水門の避難地化の計画がございます。河川堤防の液状化対策としては、現在、袋井土木事務所が太田川で実施しておりますが、河川堤防の液状化による沈下を防止することにより、川を遡上した津波の越流を防ぐことができ、浸水域の低減等につながります。防災林の浸食対策、再生は中遠農林事務所が大中瀬から鮫島海岸付近で行っております。今後も中遠農林事務所と連携をし、役割分担の中で、静岡モデルによる海岸堤防整備と合わせ実施していきたいと思っております。もちろん防災林の再生の意味もある大切な事業であります。

そのようなハード、ソフト様々な事業を実施する事により段階的に安全性を高めていくイメージが下のリスク軽減イメージ図となります。縦軸は津波災害リスク、横軸は時間です。短期対策としては1～2年、中期としては5年、長期として10年、20年、20年以上とし、それぞれの事業を割り当てております。

一番上の津波避難ビルの協定については、避難場所の数を増やし、空白地の解消につながります。これは短期間で実施する事により、人命のリスクを短期間で下げることににつながります。地区ごとの避難計画や訓練を概ね10年で実施し、迅速な避難のための礎を築き、家具の固定を継続して推進することによりさらに人命のリスクが低減されます。建物の耐震化、ブロック塀の撤去を進めることにより、確実な避難を実現でき、人命のリスク低減はもちろん、建物の耐震化により、家自体が強くなることは、財産のリスクの低減につながります。海岸堤防、河川堤防のL1対策は浸水深を減らす助けとなり、財産のリスクの低減に大きく寄与するものであります。静岡県アクションプログラムにのっとり10年で実施していく予定です。まちの不燃化、細街路の解消は、時間はかかるものの、避難の助けとなり、防災に強いまちとなり、財産、社会資本の低減につながります。静岡モデルによる海岸堤防の整備は津波襲来の時間を遅らせることはもちろん、浸水深を大きく減らすことが期待されており、人命のリスク、財産、社会資本のリスクが大きく低減されます。このようにさまざまな事業を年度ごとに実施していく事により、時間をかけて、段階的に、人命リスク、財産、社会資本リスクが低減され、命と暮らしが守られて、沿岸地域が住み続けられる地域であるよう事業を進めていくことが、この推進計画の概要となります。

この計画は法廷計画で、本日、部会で作成した推進計画を報告させていただきましたので、今後は、県、国を通して公表していく事となります。

以上磐田市津波防災地域づくり推進計画についてのご報告であります。

続きまして、磐田市水防計画の修正に伴う避難体制についてご報告いたし

ます。前のスクリーンをご覧ください。

先程議事の中でも、水防計画の修正についてご説明いたしましたが、国のガイドラインの変更に伴い、今まではなかった新たな避難行動が追加されました。近隣の高い建物へ移動、建物内の安全な場所への退避です。いわゆる直上避難という考え方で、津波と違い一般水害の場合、建物の安全性は確保されております。立ち退き避難を行うことがかえって生命、身体に危険を及ぼす恐れがある場合があります。下手に外に出て避難をするよりも、建物の上に避難することも一つの避難となっております。

それに伴い、避難に関する基準水位の定義が変更になりました。従前は、氾濫注意水位で避難準備情報の発令でしたが、水防法修正後は、避難判断水位の時に避難準備情報の発令となります。

また、従前の避難勧告は避難判断水位であったのに対し、修正後は氾濫危険水位と改められました。避難判断水位であるとか氾濫危険水位といった水位の名前は変わらずに、その水位の持つ意味、つまり、どの段階で避難勧告を行うかといった発令目安が変更になりました。今ノ浦川を例にとると、従前は3.1mで避難勧告の発令目安でしたが、改正後はほぼ同じ水位3.2mで避難準備情報の発令となり、1つ引き上げられた形となっております。これは、先に申しました、ガイドラインで直上避難の考え方が加わったことにより、避難時間のいとまができたことによるものです。

法改正に伴い今後は磐田市も、規程の水位で、避難準備情報、避難勧告等を発令し、段階的に避難所等を開設してまいります。避難のマニュアルの変更も行い、直上避難の考え方を含めて、どの段階でどのような情報が発令されるのかを周知してまいりたいと思います。なお、避難準備情報発令以降は行政の責任として避難所等を段階的に開設してまいります。それ以前については、自主避難ということで、自宅、もしくは地区の公会堂等で避難して頂くように、昨年度から自治会連合会を通してお願いを行っているところでございます。今後も、市民の安全を第一に考え、空振りをおそれない避難情報の発令に努めていくとともに、実際に即した避難マニュアルの変更、避難の考え方の周知について努力してまいりたいと思います。

以上簡単ではございますが、磐田市水防計画の修正に伴う避難体制についてのご報告でございます。

続きまして、磐田市防災情報共有システムの更新についてご説明いたします。今まで使用していた防災情報システムが今年度、更新の時期となりましたので、新しいシステムに更新を行いました。

今回のシステムは、情報収集、対応内容の把握の迅速化に特化したシステムでございます。簡単にご説明いたしますので、前のスクリーンをご覧ください。

従来は災害の通報を受け、住所を聞き、地図で確認しておりましたが、新システムでは、住所を入力すると地図に反映されるようになっております。また、住所がわからない場合などは、目標物からの地図に表示することができ

ます。具体的には福田支所と入力すれば福田支所周辺の地図が表示されます。また、バス停名でも登録があり、地図に表示されます。消防の救急指令システムと同じ考え方で、即座に場所が把握でき、迅速な情報収集に繋がります。

また、受けた情報がどこの部署で対応を行い、それが現在対応中であるのか、未対応、対応済みであるのかも、わかる様な形となっております。加えて、事象がタイムラインで表示され、現在の状況について瞬時に把握ができるようになっており、対応部署は未対応、対応中を確認し、対応作業を進める事が出来ます。市内全域での表示も可能であり、どの地区で災害が多く発生しているのか、対応状況の表示によりどの地区の対応が遅れているのか等も一目で把握できるようになっております。

避難所の開設もこれにリンクする形になります。次の対応を即座に判断ができるようなシステムとなっております。すでに稼働しており、一般風水害においても活用をしております。以上磐田市防災情報共有システムのご報告でした。

報告事項は以上でございます。

議 長

報告事項3点、ご説明しましたが、これにつきまして、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

どんなことでも結構です。

計画はあくまで計画ですので、この通り行くかと言うと意見は多種多様あるかと思えます。

私たち行政としますと、国の指針、県の指針に沿って計画をつくるということです。そういう意味では、少しもどかしい所もありますけれども、県の市長会あたりで組長が集まったときなどは、例えば台風などで静岡全域に避難準備情報とか勧告が出た時に少し議論になりまして、雨が心配で早め早めは分かるんですが、市内全域に出してどんなものだろうか、出せばいいというものではなかろう。などの意見が飛び交っていて、実はこれも課題になっております。ただ方向性とするとなれば出来るだけ早めに準備情報を出そうということです。

実はテロップですが、テレビなどに出たときに、避難準備とか避難勧告とか避難指示っていうのが、その違いがどれだけの人が分かっているかっていうのもあるんですね。私たちも啓発に頑張らなければならないといけないのですが、頑張るといっても、例えば一軒の建屋の中で火災報知機も法律で義務化されて、100%設置しなければいけない年度を過ぎているのですが、未だに消防職員がどんなにお願いに行っても、なかなかという現実、実体論があります。どんなものでも完璧は難しいのですが、今、報告で説明しました3つで少しでも防災、災害に強い対策にしたいと頑張っているところです。

質問等はどうですか。

それでは、ご意見等もないようですので、この3点の報告を終了とさせていただきます。

議 長	<p>続きまして、全般を見通しまして、意見交換をさせていただきたいと思います。3.11 から振り返って、国・県の職員さんもいらっしゃいますし、事業者の皆さんもいらっしゃいますしどうですか。</p>
磐田警察	<p>磐田警察署の伊藤でございます。</p> <p>情報の共有化の面で心配というかお願いをしたいのですが、災害対策基幹として私たちも大雨洪水警報などがありますと、準備室を立ち上げていますが、市の危機管理と情報の共有化があまりできていないと思います。</p> <p>110 番で夜間「ここが浸水している、冠水している」などの情報を得ます。現場を確認して、道路使用不可能、通行禁止にした方がよい旨を道路管理者に連絡しているところですが、私たちが把握した場所以外に市が通行止めにした事を後から聞くことが多いので、余分な人数を割くことも無いので、早め早めに冠水情報でも何でも良いので、連絡を頂きたい。</p> <p>市の危機管理から情報を頂きたい。今、市の情報共有システム、このシステムを利用して、消防・中電・NTTなどにも情報を流していただきたい。</p> <p>地域住民に防災マップを2年位前に計画していて、県の4次想定が出ていなかったの、まだ防災マップは配布していないと思いますが、原子力災害で避難の関係で出てくると思いますので、作成予定について伺いたいと思います。</p>
議 長	<p>防災マップについてもこれだけ認識が違いますので、2点ありましたので事務局からお答えします。</p>
事 務 局	<p>初めに情報共有の話ですが、システムにより概ね共有していますが、積極的に関係機関に対して情報を流していくように考えていきます。</p> <p>マップの関係ですけど、昨年度、磐田市防災ファイルにして、情報の取り方から河川の氾濫とかハザードマップ等々をまとめたものを作成しまして、全戸配布してあります。市民の方につきましては、防災講座とか役員の講座などで持って来ていただいて活用しています。関係した皆様には、お持ちして周知・活用していただきたいと思います。</p> <p>(この後、磐田市防災マップを全員に配布)</p>
議 長	<p>実はこのマップ、いいぞという方から、あまりにも詳しく読んでいるうちに最初の方が分からなくなるなど賛否両論ありますが、できるだけこういう物を出して、地域で丸めて大事なことを覚えていこうと、言った形でやってみませんか、あまりにも簡単すぎると、「これはなんだ」となるし、難しすぎても市民の皆さんが分かりにくいので、色んなところから国も含めて指示が来ますので、その都度その都度、地域に撒いていたんですね。</p> <p>今回ファイルにしましたのは、不必要なものは捨てて新しいものをパンチで</p>

事務局	<p>あけてファイルして行こうという形で考えたということでございます。 中々、警察の方からありましたように最低限、情報は共有しなければいけないと思います。</p> <p>今、移動市長室であっちこっちに行っているのですが、そこで防災に非常に詳しい方がいらっしゃるのですが、その方達でも情報にタイムラグがありまして、中々、発信とか啓発って言うものは難しいんだなぁと思いました。</p> <p>ほかに意見等がありますか。 意見等もないようですので、以上で意見交換を終了させていただきます。 ご協力ありがとうございました。今後ともよろしく申し上げます。</p> <p>本日の案件は全て終了しました。 以上をもちまして、磐田市防災会議を閉会といたします。 ありがとうございました。</p>
-----	---